

24 宇市人第 109 号
平成 24 年 5 月 30 日

宇治市職員労働組合
執行委員長 田中 実 様

宇治市長 久保田 勇

提 起 書

宇治市職員の時間外勤務手当等について、下記のとおり提起する。

記

- 1 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの期間に勤務した職員（管理職員を除く）に対して、勤務 1 時間当たり 800 円を支給している時間外勤務手当等の特例（年末年始加給金）を廃止する。
- 2 1 月 1 日に勤務した職員（管理職員を除く）に対して支給している時間外勤務手当又は休日勤務手当の支給割合を、宇治市職員の給与に関する条例第 13 条及び第 14 条に定める上限支給割合の 100 分の 150 へ変更する。
- 3 実施時期は、平成 24 年 12 月 29 日とする。